

# 保証 マンスリー

今月のお知らせ

平成22年度「東京都中小企業制度融資」の概要  
測量業等に関する業種判定の改正

4月1日より「保証協会団体」の書類改訂

締切迫る!!「融合展2010」出展者募集中  
融資ご担当の皆さまへ

事業実績

インフォメーション

平成22年度版「信用保証MENU」

「信用保証MEMO」をご活用ください

今月の保証用語

「中小企業」「保証対象外の業種」



# 平成22年度 東京都中小企業制度融資 概要

◇ 制度名の（ ）は略称です。

制度名	融資対象
1. 小口資金融資	(都小口) 次の条件を全て満たすもの ①中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者であること ②この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること
	(都小口・経指) 上記のほか次に次の条件を満たすこと 商工会連所・商工会の経営指導を6か月以上受け、経営指導内容証明書を受けた中小企業者
2. 小規模企業融資 (小企)	従業員数が製造業等30人以下(卸・小売・サービス業では10人以下)の中小企業者
3. 創業融資 (創業)	次のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人で、創業しようとする者 ②事業を営んでいない個人で、自己資金があり、創業しようとする者 ③創業した日から5年未満の中小企業者及び組合 ④創業した日から5年未満であり、東京都が出資するベンチャー投資法人傘下の投資事業有限責任組合から出資を受けている中小企業者 ⑤創業した日から5年未満で、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「ベンチャーファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けている中小企業者 ⑥分社化しようとする法人
4. 産業力強化融資 (チャレンジ)	次のいずれかを行う中小企業者及び組合 ①公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業 ②東京都等の助成金の交付決定を受けた事業 ③平成22年度において重点的支援を行う事業等
5. 企業立地促進融資 (立地)	都内において事務所・工場の新増設又は移転等を行う中小企業者
6. 経営支援融資 (経営)	(経営緊急) セーフティネット保証(5号)に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合
	(経営セーフ) セーフティネット保証(1~4号、6~8号)に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合
7. 再建・資金状況改善融資 (再建・資金改善)	(経営一般) 次のいずれかに該当する中小企業者及び組合 ①最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込 ②金融機関からの借入れが前年同期比10%以上減少 ③相隣等企業に事業上の債権を有している ④災害により事業活動に影響を受けている ⑤東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)
	(企業再建) 民事再生手続又は会社更生手続を申立て、再生計画又は更生計画認可後3年を経過しておらず、かつ再生計画又は更生計画を完遂していない中小企業者及び組合
7. 再建・資金状況改善融資 (再建・資金改善)	(リバイバル) 次のいずれかに該当するもの ①(財)東京都中小企業振興公社における事業再生にかかる委員会が取り扱う再生案件であって、委員会が認定を支援した再生計画を有するもの ②東京都中小企業再生支援協議会が取り扱う再生案件であって、同協議会が再生計画の認定支援を完了したもの ③東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合から出資等を受けているもの ④独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合から出資等を受けているもの ⑤株式会社整理回収機構が取り扱う再生案件であって、同機構が再生計画の認定支援を完了したもの ⑥株式会社企業再生支援機構が取り扱う再生案件であって、同機構が株式会社企業再生支援機構法の規定により再生計画の支援決定を行ったものの私的整理ガイドラインに基づき認定を完了した再生計画を有するもの
	(つなぎ) 都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続している中小企業者及び組合
	(借換) 複数口の都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続していて、一本化することにより返済負担の軽減を図ることができる中小企業者及び組合
8. 災害復旧資金融資 (災)	知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者及び組合
9. 自律・組合融資 (自律・組合)	(自律) 中小企業者及び組合
	(自律会計) 次の条件を全て満たす会社 ①都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続していること ②経常利益を計上し、債務超過でないこと ③チェックリスト等を提出するもの
	(権限) 次の条件を全て満たす中小企業者及び組合 ①引き続き2年以上同一事業を営んでいること ②経常利益を計上し、債務超過でない法人又は課税される所得額のある個人事業者
	(組) 事業協同組合等(事業資金及び販賣資金) (組・官公債) 官公債連帯組合としての証明を受けた組合

※1 企業再建、リバイバル支援、クイックつなぎ、借換、自律会計の申込みは、指定金融機関の窓口でのみの扱いとなります。

# 保証 04<sup>2010</sup> マンスリー

(平成22年4月1日現在)

融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年利)	連帯保証人	物的担保
1企業・1組合 1,250万円		固定金利1.9%以内～2.5%以内 又は 変動金利 上記金利より0.1%優遇	法人 原則として代表者 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事	原則として不要
1企業 8,000万円	運転資金 7年以内 運転資金 10年以内	(責任共有利率) 固定金利2.1%以内～2.7%以内 又は 変動金利	法人 原則として代表者 個人事業者 原則として不要	既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
1企業・1組合 ① 1,000万円 ②,③,④,⑤ 2,500万円 ⑥ 1,500万円		(全部保証利率) 固定金利1.9%以内～2.5%以内 又は 変動金利	法人 原則として代表者 個人事業者 原則として不要	原則として不要
1企業 1億円 1組合 2億円	運転資金・投資資金 10年以内	(責任共有利率) 固定金利1.7%以内～2.2%以内 (全部保証利率) 固定金利1.5%以内～2.0%以内	組合 原則として代表理事 (創業融資対象①②では不要)	既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
1企業 2億円	運転資金・投資資金 15年以内	(責任共有利率) 固定金利1.7%以内～2.5%以内 又は 変動金利 (全部保証利率) 固定金利1.5%以内～2.3%以内 又は 変動金利	法人 原則として代表者 個人事業者 原則として不要	原則として必要
1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転資金・投資資金 10年以内	固定金利1.5%以内～2.0%以内		既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
1企業・1組合 2億8,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	(責任共有利率) 固定金利1.7%以内～2.2%以内 (全部保証利率) 固定金利1.5%以内～2.0%以内	法人 原則として代表者	
1企業 1億円 1組合 2億円				必要に依り
1企業・1組合 2億円	運転資金・投資資金 10年以内	金融機関所定利率	個人事業者 原則として不要	
1企業・1組合5,000万円				必要に依り
1企業・1組合 500万円	運転資金 2年以内		組合 原則として代表理事	
1企業・1組合 5,000万円	運転資金 10年以内			既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
1災害につき 8,000万円	運転資金・投資資金 10年以内	(責任共有利率) 固定金利 1.7% (全部保証利率) 固定金利 1.5%		
1企業 1億円 1組合 2億円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内			必要に依り
1企業 3,000万円	運転資金・投資資金 5年以内	金融機関所定利率	法人 原則として代表者	
1企業 1億円 1組合 2億円	運転資金 2年以内		個人事業者 原則として不要	必要に依り
1組合 2億円 (転貸1組合員) 3,500万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	(責任共有利率) 固定金利2.1%以内～2.7%以内 又は変動金利 (全部保証利率) 固定金利1.9%以内～2.5%以内 又は変動金利 上記金利より0.1%優遇	組合 (転貸以外) 原則として代表理事 (転貸) 代表理事及び転貸先代表者	

※2 8,000万円以下の場合でも担保が必要となることがあります。

## 今月のお知らせ

### 測量業等に関する業種判定の改正

「土木建築サービス業」の一部であった「測量業」「地質調査業」と、「その他の運輸に付帯するサービス業」であった「水路測量業」を、**建設業**として取り扱うことになりました。

これにより、これらの事業を営む企業の判定基準が、サービス業から製造業等の規模要件へと変更になります。

	業種	資本金	従業員
旧	サービス業	5,000万円以下	100人以下
新	製造業等	3億円以下	300人以下



### 4月1日より「保証協会団信」の書類が改訂されました

商法から独立して新たに制定された「保険法」が平成22年4月1日に施行されたことに伴い、「保証協会団信」の申込書類が改訂されました。「保証協会団信」をご利用の際は、新書式をご使用ください。

#### 1 書式の主な改訂点

「債務弁済委託契約申込書」及び「申込書兼告知書」

- 「金融機関（ご担当者様）へのお願い」（1枚紙）が申込関係書類表紙に追加されました。
- 借り換え融資についての注意喚起項目が追加されました。
- 加入申込者向けセルフチェックシートの申込関係書類への挟み込みを行いました。
- 「申込書兼告知書」記入要領の充実を図りました。
- 「申込書兼告知書」のレイアウト等を変更しました。
  - ・（法人のみでなく）個人の場合も債務者名を記載することとしました。
  - ・ 帳票の色があずき色から青色に変更となりました。

#### 2 新書式の使用開始日

平成22年4月1日以降の団信申込分（告知日ベース）

#### 3 経過措置

経過措置として6カ月間（平成22年9月末告知分まで）は、「改訂前書式」での取扱いが可能です。平成22年10月1日以降の申込（告知日ベース）の取扱いについては「改訂前書式」が一切使用不可となります。「改訂前書式」での申込みがあった場合は、「新書式」での再提出が必要となりますのでご注意ください。

この件のお問い合わせは、保証統括課（03-3272-3081）までお願いします。

## 「融合展 2010」出展者募集中!!!

当協会主催の中小企業ビジネスフェア「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展 2010」の出展者を募集しています。出展申込の締め切りは4月30日(金)です。情報発信の場として、またビジネスチャンス拡大の場として、お取引先様へぜひご案内ください。

### 開催概要

- ◆開催日 平成 22年 9月 14日 (火)
- ◆会場 東京国際フォーラム 展示ホール1

### 募集要項

- ◆募集小間数 160小間
  - \*原則として1社1小間。
  - \*小間の配置は事務局により決定させていただきます。
- ◆募集対象
  - 新製品・新技術・新サービスの開発や既存事業の拡大に取り組む中小企業者。
  - 経営の革新に取り組み、自社の製品・商品・技術・サービスについて情報の発信を希望している中小企業者。
  - \*原則として、当協会を利用している企業とさせていただきます。
  - \*申込が予定小間数を越えた場合は事務局にて選考させていただきます。
- ◆出展料 1小間あたり 30,000円(消費税込)
- ◆申込方法 所定の「出展申込書」に必要事項をご記入の上、事務局宛に郵送またはFAXでお申込みください。
- ◆申込締切日 平成22年4月30日(金)事務局到着分まで
  - \*ただし、申込者多数の場合は締切日前でも申込受付を終了することがあります。



この件のお問い合わせは、ビジネスフェア実行委員会事務局(03-3272-2070)までお願いします。

## 融資ご担当の皆さまへ



中小企業の皆さまと接する機会が多い融資ご担当の皆さまは、お客さまから「保証協会って何？」と質問されたことはないでしょうか。今号では、「信用保証協会」や「協会の保証業務の対象となる金融機関」について簡単にご説明します。

### 信用保証協会

「信用保証協会」は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づき、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。事業を営んでいる方が金融機関から事業資金を調達されるときに、信用保証協会の「信用保証制度」をご利用いただくことで資金の調達がスムーズになります。

現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47法人、市を単位として5法人(横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪)、全国をあわせて52の法人が設けられています。全国の信用保証協会の保証債務残高(金融機関における貸付残高にあたります)は平成22年2月時点で約36兆円です。

### 協会の保証業務の対象となる金融機関

信用保証協会の保証業務の対象となる金融機関は「銀行その他の金融機関」ですが、具体的には協会の業務方法書に定める金融機関で、かつ、保証協会と約定書を締結することが必要となります。約定書では、保証協会と金融機関の間の保証取引に関し、個々の保証に共通する事項や手続きなどの基本事項について定めています。当協会では、平成22年3月末時点で170の金融機関と約定書を締結しています。

なお、ご利用になる保証制度によっては、個別に覚書の締結が必要になる場合があります。また、「東京都中小企業制度融資」のご利用にあたっては、東京都制度融資の取扱指定金融機関であることが必要です。

## 事業実績 (平成22年2月)

### ■ 業務概況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 中			
	件 数	金 額	前年同月比(%)		件 数	金 額	前年同期比(%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
保証申込	13,275	244,202	59.8	49.8	162,381	3,015,505	88.9	85.7
保証承諾	11,063	171,065	54.8	44.3	145,595	2,240,154	89.5	85.2
保証債務残高	523,411	5,493,325	98.1	111.8	—	—	—	—
代位弁済	1,275	13,862	95.4	93.7	17,880	194,697	111.7	121.7
回収	—	1,601	—	134.9	—	22,164	—	107.1

### ■ 業種別保証承諾状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 中			
	件 数	金 額	前年同月比(%)		件 数	金 額	前年同期比(%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
製造業	2,036	35,960	46.9	38.2	28,638	514,015	85.0	83.5
卸売業	2,172	41,994	53.0	41.9	27,731	544,485	84.0	82.2
小売業	1,894	18,225	58.7	48.9	22,821	237,785	96.9	80.1
建設業	2,071	30,001	59.9	50.8	25,227	365,786	83.9	81.0
サービス業	2,245	30,215	57.8	47.7	29,082	380,843	101.4	88.0
運輸倉庫業	280	4,616	53.8	42.5	3,305	63,362	77.8	77.2
不動産業	550	9,910	56.1	46.9	7,361	131,052	93.3	80.4
その他の産業	15	145	42.9	30.6	330	2,826	117.0	115.2
合 計	11,063	171,065	54.8	44.3	145,595	2,240,154	89.5	85.2

### ■ 金融機関業態別保証承諾状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 中			
	件 数	金 額	前年同月比(%)		件 数	金 額	前年同期比(%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
都市銀行	3,199	77,484	57.5	43.6	39,872	993,497	99.9	93.9
地方銀行	401	8,985	61.3	47.0	5,187	129,738	86.4	75.3
第二地方銀行	682	9,448	81.6	58.4	8,354	113,984	92.3	92.2
信用金庫	6,141	89,131	51.9	43.6	83,918	919,731	85.3	78.6
信用組合	603	5,225	85.8	49.9	7,639	73,201	90.3	86.4
政府系金融機関	24	616	23.1	14.9	333	7,452	52.6	41.6
その他	13	178	61.9	71.8	192	2,550	140.1	148.6
合 計	11,063	171,065	54.8	44.3	145,595	2,240,154	89.5	85.2

## 地区別保証承諾状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 中			
	件 数	金 額	前年同月比(%)		件 数	金 額	前年同期比(%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
千代田区	474	10,471	51.4	39.3	6,627	142,322	97.7	99.8
中央区	511	11,145	51.7	40.8	6,842	148,661	99.2	99.0
港区	613	11,328	57.3	40.6	8,049	159,466	115.6	105.3
新宿区	540	9,553	56.8	36.9	7,804	134,206	103.4	78.7
文京区	249	3,963	55.6	42.8	3,319	55,958	87.1	93.4
台東区	447	8,459	51.0	52.4	7,534	107,690	86.3	83.2
墨田区	383	5,896	57.1	44.8	5,288	74,651	88.3	80.3
江東区	361	5,487	69.6	51.8	4,588	73,716	92.1	92.7
品川区	343	4,687	47.1	37.7	4,668	65,328	89.6	84.0
目黒区	214	3,292	75.4	58.9	2,728	39,967	103.8	87.7
大田区	524	8,492	47.4	40.5	7,217	118,175	83.1	83.4
世田谷区	455	7,272	55.7	58.4	5,993	89,125	101.6	98.3
渋谷区	551	12,515	62.0	54.4	7,061	152,992	99.4	98.6
中野区	198	2,548	42.2	33.1	2,813	40,270	82.2	77.1
杉並区	294	4,261	52.0	47.4	3,800	47,560	92.6	74.7
豊島区	299	5,111	59.3	47.5	4,139	72,525	82.9	79.5
北区	228	3,139	46.6	49.3	2,995	35,632	85.4	83.0
荒川区	200	2,900	51.2	35.2	2,683	40,117	76.2	81.0
板橋区	391	5,921	62.1	52.9	4,385	68,073	82.8	78.6
練馬区	749	6,390	66.7	57.6	5,716	63,347	85.1	75.7
足立区	581	7,688	62.8	45.9	8,110	94,798	95.4	85.5
墨田区	310	3,828	44.9	38.0	4,385	55,481	79.7	78.0
江戸川区	499	6,402	48.5	37.4	7,018	95,211	79.9	77.0
市 町 村	1,840	20,236	52.8	43.6	21,957	265,652	80.4	72.2
島 嶼	9	82	64.3	25.8	76	1,230	165.2	157.6
合 計	11,063	171,065	54.8	44.3	145,595	2,240,154	89.5	85.2

## お問い合わせ窓口一覧

### ● 本店

〒104-8470 中央区八重洲 2-6-17  
TEL 03(3272)2251(大代)

### ● 保証の申込・ご相談

- ・申込の手続きや提出書類等について知りたい
- ・金融機関窓口を利用したい
- ・保証制度について知りたい
- ・保証料率等のご照会

お客様の利便性を考慮し、担当地区別をとっています。法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は任意の支店を担当する窓口へご連絡ください。また、本件に本店または任意の支店のある方は、管内営業所の所在地の窓口までお願いします。

### 保証部保証課 (本店 2階)

担当地区：千代田区・中央区・港区・島嶼  
TEL 03(3272)3151  
FAX 03(3272)3155

### ● 池袋支店

担当地区：豊島区・板橋区・練馬区  
〒170-0013 豊島区東池袋 1-5-6 池袋三軒茶屋ビル17階  
TEL 03(3987)5445(代) FAX 03(3987)7523

### ● 五反田支店

担当地区：品川区・目黒区  
〒141-0031 品川区西五反田 2-29-5 五反田ビル14階  
TEL 03(3483)4991(代) FAX 03(3483)4260

### ● 錦糸町支店

担当地区：墨田区・江東区・江戸川区  
〒130-0013 墨田区錦糸 1-2-17 錦糸ビル14階  
TEL 03(5608)2011(代) FAX 03(5608)2320

### ● 新宿支店

担当地区：新宿区・中野区・杉並区  
〒160-0023 新宿区西新宿 6-3-1  
新宿アクト・タワービル3階  
TEL 03(3344)2251(代) FAX 03(3344)2380

### ● 千住支店 担当区域：荒川区・足立区

〒120-0036 足立区千住仲町 40-10  
住友生命北千住ビル2階  
TEL 03(3888)7231(代) FAX 03(3888)7293

### ● 上野支店

担当区域：文京区・台東区・北区  
〒111-0041 台東区元浅草 2-6-77 浅草ビル15階  
TEL 03(3947)3171(代) FAX 03(3947)3191

### ● 渋谷支店

担当区域：渋谷区・世田谷区  
〒150-0002 渋谷区渋谷 3-28-13  
渋谷南口ビル15階  
TEL 03(5468)0135(代) FAX 03(5468)1037

### ● 葛飾支店 担当区域：葛飾区

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-5  
東京都城東地域中小企業振興センター3階  
TEL 03(5680)0601(代) FAX 03(5680)0607

### ● 大田支店 担当区域：大田区

〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20  
東京都城南地域中小企業振興センター3階  
TEL 03(5710)3610(代) FAX 03(5710)3091

### ● 立川支店

担当区域：八王子支店担当以外の多摩地区  
〒190-0012 立川市曙町 2-37-7 立川ビル15階  
TEL 042(525)6821(代) FAX 042(525)8712

### ● 八王子支店

担当区域：八王子市・日野市・町田市・多摩市・相模市  
〒192-0046 八王子市明神町 3-20-6  
八王子カー・ストアビル13階  
TEL 042(646)2511(代) FAX 042(646)1970

### ● 信用保証料について

- ・信用保証料の計算方法、納付手続き、返戻等について知りたい

総務課 (本店 5階) TEL 03-3272-3003

### ● 創業の申込・ご相談

- ・創業に関する相談をしたい

創業アシスタザ (本店 7階) TEL 03-3272-2279  
創業アシスタザ 多摩分室 TEL 042-625-3101

### ● 社債保証について

- ・特定社債保証制度の申込手続きについて知りたい

社債・制度保証課 (本店 2階) TEL 03-3272-3083

### ● 代位弁済について

- ・債務保全に関すること等、事前協議をしたい
- ・代位弁済請求の申請について知りたい
- ・債権管理の引渡し等について

代位弁済課 (本店 4階) TEL 03-3272-2272

### ● 延滞、その他異状が発生したとき

- ・事故報告の手続きについて知りたい

管理情報課 (本店 4階) TEL 03-3272-2259

### ● 保証条件変更手続きについて

- ・返済額や保証期間の変更をしたい
- ・代表者を変更したので連帯保証人を変更したい
- ・保証条件担保の変更をしたい

条件変更部条件変更課 (本店 5階) TEL 03-3272-2273

平成22年度版「信用保証MENU」「信用保証MEMO」をご活用下さい

お待たせしました！金融機関の皆さまにご好評いただいております「信用保証MENU」「信用保証MEMO」の平成22年度版をご用意できました。主な保証制度や保証料率表などを掲載していますので、ぜひご活用ください。



■ 信用保証 MENU ■

主な東京都制度融資や協会保証制度の一覧のほか、保証料率表、責任共有制度対象外保証等について掲載しています。



■ 信用保証 MEMO ■

名刺サイズの保証ガイドブックです。主な保証制度の概要や保証料率表などを掲載していますので、お客さまへのご訪問の際にご活用ください。

知って得する!!!  
今月の保証用語

中小企業

中小企業の定義は中小企業基本法第2条で定められています。資本金または従業員数のいずれか一方が次に該当する企業（個人事業主含む）を中小企業としています。

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

保証対象外の業種

信用保証制度はほとんどの商工業の業種においてご利用いただけますが、次の業種・業態は保証対象外となります。

農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体（NPO含む）、中間法人、LLP（有限責任事業組合）等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態。

ご不明な点は、本・支店保証課にお問い合わせください。

金融機関の皆さまの声をお寄せください

当協会は昭和55年より金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として「保証マンスリー」を発刊しています。今般、制度改正のお知らせや保証申込の際の留意点などをさらにわかりやすくお伝えるために「保証マンスリー」をリニューアルいたしました。本誌に関しご意見・ご要望などがございましたら、お気軽に企画部広報課（03-3272-3089）までお寄せください。